

## 「高齢者の健康づくり事業」に関する協定書

太良町（以下「甲」という。）と西九州大学（以下「乙」という。）は、甲が実施する「高齢者の健康づくり事業」（以下「本事業」という。）に関し、次の通り協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が業務上の連携を図り、高齢化の進む太良町において本事業を行うことにより、住民が専門性の高い指導を受け、自ら実践・定着させるだけでなく、周りに波及させることができるようにすることを目的とする。

### （指導及び報酬）

第2条 乙は、前条の趣旨に賛同し、講師及びスタッフ等を派遣し、本事業の参加者に指導するものとする。それに伴い発生する講師及びスタッフ等の報酬（交通費等を含む）について甲は一切を負わないものとする。

### （安全管理・事故の対応）

第3条 実施にあたっては、乙及び甲と共に対象者の健康状態を把握するとともに、安全管理体制を整備し、事故の防止に努めるものとする。

乙は、本事業における指導中に、講師、スタッフ等及びに参加者において何らかの異変等の事故が生じた場合は、甲に連絡又は報告するものとする。

ただし、緊急性や重大性があると判断した時は、必要な措置を行うとともに、管轄の警察署または、消防署等に通報し、指導上で起きた事故については、治療等に関わる費用を弁償するものとする。

### （甲の対応）

第4条 甲は、前条の規定による乙からの連絡又は報告があった時は、遅滞なく関係機関と連携して必要な対応を行うものとする。

### （責任）

第5条 乙は、第3条の規定による連絡又は報告を行うことができない場合でも、指導上で起きた事故については、その責任を負うものとする。

### （秘密保持の義務）

第6条 乙は、本事業の実施にあたって知り得た個人情報の保護に配慮するとともに、知り得た情報その他秘密事項を他に漏らしてはならない。この協定に基づく指導が終了した後も、同様とする。ただし、本事業参加者の個人情報について同意書に基づく意思を確認できた者については、成果比較の為の情報として、これを用いるものとする。また、この成果については、乙は甲に対して定期的に報告をする義務を要する。

### （協定の期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、この期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも協定解除の申し出が無いときは、更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

### （協議）

第8条 この協定の内容に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年4月1日

甲 佐賀県藤津郡太良町大字多良1番地6

太良町長 永 淵 孝 幸



乙 佐賀県神埼市神崎町尾崎4490-9

西九州大学 学長 福 元 裕

